様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年11月14日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）  一般事業主の氏名又は名称  （ふりがな）  （法人の場合）代表者の氏名  住所　〒  法人番号　6130003007247  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進の取り組みについて | | 公表日 | ①　2025年11月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページに掲載  　https://wbka.work/?p=570  　●経営ビジョン | | 記載内容抜粋 | ①　既存のデータと知見を最大限に活用し、働く人のウェルビーイングを最大化するリーディングカンパニーを目指します。具体的には、既存の顧客データや指導記録の体系的な整理と分析を徹底することで、従来の対面や紙ベースの指導・報告業務を効率化し、専門家リソースをより高度な分析と個別最適化された改善指導に集中させ、顧客の健康経営の効果を最大化できる体制を構築します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会において承認を受けた内容を公表しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進の取り組みについて | | 公表日 | ①　2025年11月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページに掲載  　https://wbka.work/?p=570  　経営及びデジタル技術等の活用の具体的な方策(戦略) | | 記載内容抜粋 | ①　経営ビジョン実現に向けたビジネスモデルの方向性として、既存データの徹底的な活用と専門知見の資産化を戦略の柱とします。具体的な戦略として、お客様への産業衛生コンサルティングで蓄積された指導記録や成功事例をデジタルファイルとして体系的に分類・整理し、社内でいつでも参照・検索できるナレッジデータベース（共有フォルダ等）として運用します。これにより、当社専門家による職場環境改善指導の提案品質を均質化・向上させるとともに、講演・執筆活動で培った知見を文書として集約し、サービスの専門性と提供価値を向上させます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会において承認を受けた内容を公表しています。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進の取り組みについて  　戦略を効果的に進めるための体制 | | 記載内容抜粋 | ①　代表の大西 龍貴が CIO（最高情報責任者）を兼務し、DX戦略の最上位責任者として主導します。全従業員に対し、情報セキュリティ、既存のOfficeソフトを活用したデータ分析や視覚化、およびデジタルでの文書管理に関する継続的な研修とOJTを実施し、産業衛生のプロフェッショナルがデータ活用の意識とスキルを高められるよう育成・確保します。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進の取り組みについて  　DX戦略推進の環境整備 | | 記載内容抜粋 | ①　既存のITインフラとOfficeソフトウェア（Excel, PowerPoint等）を最大限活用できる環境を整備します。具体的には、顧客の健康データを安全に取り扱うための情報管理・アクセス権限ポリシーを策定し、既存の共有フォルダ構造を見直し、データへのアクセス性と安全性の両立を徹底します。また、情報共有とコラボレーションの効率を向上させるため、メールや既存グループウェアの利用ルールを標準化し、デジタル文書による情報伝達を徹底します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進の取り組みについて | | 公表日 | ①　2025年11月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページに掲載  　https://wbka.work/?p=570  　戦略の達成状況に係る指標 | | 記載内容抜粋 | ①　DX戦略の進捗と成果を可視化するため、定量的な評価指標を定めます。具体的には、指導記録や成功事例を基にした提案書作成を必須とするデータ駆動型提案の実施件数や割合の増加を追跡します。また、社内ナレッジデータベースである共有フォルダの月次の検索・参照件数を継続的に測定し、社内での知識共有が進んでいるかを評価します。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年11月14日 | | 発信方法 | ①　DX推進の取り組みについて  　当社ホームページに掲載  　https://wbka.work/?p=570  　DXを牽引するトップメッセージ | | 発信内容 | ①　私たちが目指すDXは産業医や公認心理師といった専門家の知恵と、データ分析・AI技術を融合させることで、「人の経験」と「データの洞察」を掛け合わせ、より深く、より早く、お客様の職場の課題を解決する新しいコンサルティングモデルを確立することです。この変革の核は、専門家一人ひとりがデジタル技術を駆使し、真に個別化されたウェルビーイング支援を実現することにあります。新しいテクノロジーの力を最大限に引き出せるよう、組織全体でDXを力強く推進していくことを約束します。  代表 大西 龍貴 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 11月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 11月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。